

極東国際軍事裁判（東京裁判）

司馬遼太郎さんが、「坂の上の雲」を書いたのは、40歳代である。すでにここまで到達されていたのか、と自分の40歳代に忸怩たる思いをした。

日露戦争前夜、ロシアとの交渉が長引き、最後の交渉を行ったが、以下、長くなるが引用させてもらおう。……ロシア側の回答に、外相小村寿太郎は「史上、これほどの傲慢な回答はあるまい」とうめいたほどの内容のもので、ロシア側は妥協するどころではなく、彼の最初の回答よりもさらに強硬なものであった。……日本側は、この交渉に絶望せざるをえなかった。

後世という、事が冷却してしまった時点でみてもなお、ロシアの態度には、弁護すべきところがまったくない。ロシアは日本を意識的に死へ追いつめていた。日本を窮鼠にした。死力をふるって猫を噛むしか手がなかったであろう。

ついでながら、ヨーロッパにおける諸国間での外交史をみても、一強国が他の国に対する例として、ここまでむごい嗜虐的外交というものは例がない。白人国同士では通用しない外交政略が、相手が異教の、しかも劣等人種とみられている黄色民族の国ともなると、平気でとられるというところに、日本人のつらさがあるであろう。

すこし余談に触れさせてもらいたい。

筆者は太平洋戦争の開戦へいたる日本の政治的指導層の愚劣さをいささかもゆるす気になれないのだが、それにしても東京裁判においてインド代表の判事パル氏がいったように、アメリカ人があそこまで日本を締めあげ、窮地においこんでしまえば、武器なき小国といえども起ちあがったであろうといった言葉は、歴史に対するふかい英知と洞察力がこめられているとおもっている。アメリカのこの時期のむごさは、たとえば相手が日本でなく、ヨーロッパのどこかの白人国であったとすれば、その外交政略はたとえおなじでも、嗜虐的（サディスティック）なおいだけはなかったにちがいない。文明社会に頭をもたげてきた黄色人種たちの小面憎さというものは、白人国家の側からみななければわからないものであるにちがいない。

1945年8月6日、広島に原爆が投下された。もし日本とおなじ条件の国がヨーロッパにあったとして、そして原爆投下がアメリカの戦略にとって必要であったとしてもなお、ヨーロッパの白人国家の都市におとすことはためらわれたであろう。

国家間における人種問題的課題は、平時ではさほどに露出しない。しかし戦争というぎりぎりの政治心理の場になるとアジアに対してならやってもいいのではないかという、そういう自制力がゆるむということにおいて顔を出してくる。

1945年8月9日、ソ連は日本との不可侵条約をふみにじて満洲へ大軍を殺到させた。条約履行という点においてソ連はロシア的体質とでもいいたくなるほどに平然としてやぶる。しかしかといってここまで容赦会積ないやぶり方というものは、やはり相手がアジア人の国であるということにおいて倫理的良心をわずかしか感じずにすむところがあ

るのではないか。

いずれにせよ、日露戦争開戦前におけるロシアの態度は外交というにはあまりにもむごすぎるものであり、これについては（開明派の）ロシアの蔵相ウィッテもその回顧録でみとめている。

田中正明氏が、「真理の裁き：パール判事の日本無罪論」を著したのは、講和条約が発効した日である。

戦争に勝ったからといって、戦争の一切の責任を負けた国の指導者や国民に負わせ、自分たちに都合のいい、敗者だけを裁く急ごしらえの法律を作り（GHQの指示によりチャーターが作られたこと）これを昔にさかのぼって裁いたのが東京裁判である。しかも、国際軍事裁判という、もっともらしい体裁を整え、法律の名において復讐心の満足と、占領政策の効果をねらった欺瞞性は、なんとしても20世紀における人類文明史の最大汚点といわなければならない。このようにパール判事は、この裁判の欺瞞性を完膚なきまでに追及した。これが後世、国際法学界の定説となり、国際法の教科書に記載されるようになった。

11名の判事は、アメリカ、イギリス、ソ連、フランス、中華民国、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの代表とインド代表のパール氏である。1946年5月3日から1948年11月12日の判決まで2年半。末期には後年の冷戦を予期させるような、判事の間で対立が発生する。うち法律の専門家は、パール氏だけである。

パール判事は、この間5万4000部の資料と3000冊の書籍を読破し、古今の判例も参照し、国際法に則って判決をくだすという、まさに超人的な努力を惜しまなかった。判決文は、英文で1275ページ。七部から構成される、膨大なものである。（後述）

そして、ただひとり被告全員に無罪を言い渡した。

アジアから搾取し続けた白人国家にアジア人を裁く権利はない、と言い、「今次戦争についていえば、真珠湾攻撃の直前に、アメリカ政府が日本政府に送ったものと同じ通牒を受け取った場合、モナコ公国、ルクセンブルグ大公国のような国でさえも、アメリカに対して起ち上がったであろう」

事実、ハル・ノートを送ったハル国務長官もルーズベルト大統領も、日本が応じるとは思っておらず、真珠湾攻撃の数ヶ月前に全軍に対し、戦闘準備を整えるように命令していたことが戦後明らかになっている。日本と戦争をしたくてたまらなかつたらしい。

パール判事の判決文は、公開されることなく、一部の関係者に配布されたのみである。

しかしこの時点ですでに欧米諸国の法曹界や言論界で非常な波紋を呼び、活発な意見のやりとりがあったらしく、多くの著作が発刊されている。ひとり日本の識者と呼ばれる輩のみが沈黙していたことになる。実際、問題にしようとするれば、反日日本人の猛反対があったという。

ここで、「まともな」人の話を少し書いておくと

空襲：マッカーサーの片腕ホナー・フェラーズ准将は、日本に対する空襲について（全

国の都市に 67 回に渡って繰り返した)「史上最も冷酷・野蛮な非戦闘員殺戮の一つ」である。……つまり、人道に対する罪ではないか。

原爆：H. フーバー元大統領は、「日本は繰り返し平和を求めていたにもかかわらず、アメリカのすべての歴史のなかで、他に比較するもののない残忍な行為であった」

J.K.ガルブレイス・ハーバード大学名誉教授は「アメリカには、原爆のおかげで日本上陸が不要になり、日米両国の人的犠牲が少なくてすんだ、という人がいるが、私はそうは思わない。日本はいずれにせよ降伏の決意を固めていたのだ。戦略爆撃調査団も、報告書の中で『アメリカが原爆を落とさなくても、あるいはソ連が参戦しなくても、日本は遅くとも 1945 年末までには降伏していただろう』という結論に達している。

ブレイクニー弁護士が、1945 年 5 月 14 日、「戦争は犯罪ではない。戦争法規があることが戦争の合法性を示す証拠である。戦争の開始、通告、戦闘の方法、終結を決める法規も戦争自体が非合法ならまったく無意味である。国際法は、国家利益の追求の為に戦争をこれまでに非合法と看做したことはない。

歴史を振り返ってみても、戦争の計画、遂行が法廷において犯罪として裁かれた例はない。我々は、この裁判で新しい法律を打ちたてようとする検察側の抱負を承知している。しかし、そういう試みこそが新しくより高い法の実現を妨げるのではないか。“平和に対する罪”と名付けられた訴因は、故に当法廷より却下されねばならない。

国家の行為である戦争の個人責任を問うことは、法律的に誤りである。何故ならば、国際法は国家に対して適用されるものであって、個人に対してではない。個人に依る戦争行為という新しい犯罪をこの法廷で裁くのは誤りである。戦争での殺人は罪にならない。それは殺人罪ではない。戦争が合法的だからである。つまり合法的な殺人行為の正当化である。たとえ嫌悪すべき行為でも、犯罪としてその責任は問われなかった。

「キッド提督の死が真珠湾攻撃による殺人罪になるならば、我々は、**広島に原爆を投下した者の名を挙げることができる。投下を計画した参謀長の名も承知している。その国の元首の名前も承知している。彼らは、殺人罪を意識していたか？ してはいまい。我々もそう思う。それは彼らの戦闘行為が正義で、敵の行為は不正義だからではなく、戦争自体が犯罪ではないからである。何の罪科でいかなる証拠で戦争による殺人が違法なのか。原爆を投下した者がいる。この投下を計画し、その実行を命じ、これを黙認したものがいる。その者達が裁いているのだ。彼らも殺人者ではないか**」

このとき、法廷は一瞬静寂に包まれ、この部分は通訳もされなかった、と言う。

3 月には、イギリスとソ連のパリ不戦条約違反を主張するとともに、原子爆弾は明らかにハーグ陸戦条約第四項が禁止する兵器だと指摘した。

(アメリカが原爆を落とした最大の理由は、世界各国、とくにソ連に対して「米国の軍事力」をみせつける意味だったと考えられる。)

さらには、日本が最後まで日米交渉に努力したことを述べ、アメリカの電報傍受の事実を指摘した。……つまり真珠湾は、捨石のようなものだったことになる。事実、空母が

真珠湾には一隻もいなかった。すでに戦闘態勢に入っていたのだ。

フーバー元大統領はその回想録において、「私が、日本との戦争の全てが、戦争に入りたいという狂人（ルーズベルトのこと）の欲望であったと述べたところ、マッカーサーも同意して、また、1941年7月の金融制裁は、挑発であったばかりでなく、その制裁が解除されなければ、自殺行為になったとしても戦争をせざるを得ない状態に日本を追い込んだ。制裁は、殺戮と破壊以外の全ての戦争行為を実行するものであり、いかなる国と雖も、品格を重んじる国であれば我慢できることではなかったと述べた。」

訴追項目は三種 55 項目で、

第一種 平和に対する罪（訴因第 1～36）

第二種 殺人及殺人共同謀議の罪（訴因第 37～52）

第三種 通例の戦争犯罪及人道に対する罪（訴因 53～55）

平和に対する罪・人道に対する罪は、国際法にもないものを作った。これらを通じて、28人（最終的には25人）のA級戦犯たちが、多い者で54項目、少ない者でも25項目に該当するとされた。つまり「共同謀議」をしたことにしなければ、この裁判が無意味になる。基本的には、ナチスのユダヤ人にたいするホロコーストに合致させるようにニュールンベルグ裁判に適用されたものであるが、これを踏襲しなければならなかった。殺人の罪は、「宣戦布告」なしで攻撃したのは殺人にあたる、というようなもので、この裁判に関してのみ適用するようにGHQからの指示があったかららしい。いわゆるデッチ上げであるが、これを証明するためだけの裁判である。「南京攻撃による中華民国の一般人及非武装軍隊の殺害は20万人以上」は訴因45にあたり、これは事実上松井大将に対するためだけに設定されたものらしい。南京虐殺はともかく、その他の訴因はいまボクが考えても、そんなもんあるはずがないじゃないか、という程度のものである。「共同謀議」なら5年にわたり経済封鎖した連合国側じゃないか。

さらには、司馬さんが指摘しているように、底流に人種差別が存在する。

マッカーサーでさえ、平和に対する罪、人道に対する罪については否定的で、マニラでおこなったような、捕虜虐待とか殺人の罪で本間雅晴や山下奉文を死刑にした罪で裁くつもりだったらしい。……平和に対する罪ならお互いさまでしょ。

殺人にしても、人道に対する罪にしても、「実験として」原爆を落としたアメリカではないか。全国の都市への空襲、グラマンで逃げる日本人を殺戮しまくったのも米国。不可侵条約を一方的に破棄して満洲・樺太・千島になだれ込み、60万人以上も拉致して強制労働を科して、その一割も死なせたソ連にもあるではないか。

アメリカやイギリスの誤算は、日本兵の強さと、劣等と思っていた日本人が20年も30年も先を走っていた「零戦」を所有していたことだけやろ。ソ連の誤算は、千島の占守島の、敗戦後の日本の反撃やろ。そのため、北海道の占拠ができなかった。そんなこんな

を犯罪者として裁くねんから。

この裁判で、有罪は全員だが、絞首刑は7人。仮に1人が病に倒れたら、だれか他の人を死刑にすればいいのだから。革命政権の裁判と同じで、弁護士などいないに等しい。現代の日本の裁判もいい加減なものだが、ここまでひどくない。捕虜虐待の例に「バターン死の行進」があるけれども実際にちょっと風邪気味で歩いた女性の話では、それほどのことにはなかった、というし、オランダなんか、勝手に宣戦布告してきてすぐに捕虜になるねんから。日本は食えずに戦争に走ったのに、初めから捕虜を抱えるなんか、「割に合わぬ話なり」と高松宮さまがおっしゃったというのが、実際そのとおりである。ソ連みたいに強制労働させるような虐待なんかせえへんで。侵略にしても南京大虐殺にしても、オーストラリア人のティンパーリーらが、国民党の戦時宣伝のために誇張したものではないか。蒋介石なんか、夫婦そろって品格がなく、単に金に転んで米英の味方をしただけやないか。

だから、マッカーサーがトルーマンに「あの裁判は誤りだった」と認めたとし、朝鮮戦争のときになって初めて気がついたらしいが、解任されて米国上院軍事外交委員会での証言で、「日本があ戦争に飛び込んで行った動機は、安全保障の必要に迫られたためで、侵略ではなかった。あれは自衛戦争だった」と証言したのではないか。マッカーサーは、結構金に汚く、I shall return! ももとは、フィリピンでの利権が絡んでいるというし、まったくの敵前逃亡なのに、部下のせいにしてたりしている。卑劣で、偉くもなんともない。

パール判事がいうには、「この裁判所は、法律執行機関としての裁判所ではなくして、権力の表示としての政治機関」「法律的外貌をまとっているが、実はある政治目的を達成するために設置されたもので、それは占領政策の宣伝効果をねらった“興行”以外の何ものでもなかった」

単に「執念深い報復の追跡を長びかせるために」法律の名を借り、文明とか人道とかという美名に隠れて権力を行使するなどということは、国際正義の上からいって許しがたいことである。

戦勝国は戦敗国に対して憐憫から復讐まで、どんなものでも施し得る立場にある。しかし戦勝国は、戦敗国に与えることのできないひとつのものは“正義”である。少なくとも、もし裁判所が法に反し、政治に根ざすものであるならば、その形や体裁をどうつくろっても、正当な裁判とはいえない」われわれのいう“正義”とは「実は強者のための利益にほかならない」というような正義であってはならないのである。

この裁判にはいくつもの問題点があるのだが、

- ① 日本がポツダム宣言を受理したのだから、それ以前の戦争・事変、張作霖爆殺事件→満洲事変→支那事変→大東亜戦争といった一連の戦争行為に対して適用するべきではない、という清瀬一郎弁護士の提案は、理由もなく却下された。つまりは、昭和3年から昭和20年までを事後法によって裁く裁判はみとめられないと主張したのだが。その理由のひとつとして、パリ不戦条約以前の、自分たちのアジア、アフリカ、ラテン・

アメリカへの侵略を不問にする意図もあった。

- ② 共同謀議など 10 数年間持続して行われるような性格のものではない。ましてや、日本が最後まで日米戦争を回避しようと努力したことは事実であり、ブレイクニー弁護士はそれを証明しようとした。
- ③ 日本が侵略したというが、では自衛戦争と侵略戦争についての国際法的なものが存在するかどうか。パリ不戦条約でも、明確にはなっておらず、侵略戦争かどうかは、当事国が判断することである。
- ④ 国家の行為である戦争の責任を個人に帰することができるか。この裁判は、日本が戦争を始めた原因を究明せず、はじめに戦争ありきで、侵略戦争と断定している。
- ⑤ 裁判官と検事が戦勝国からのみ構成されていること。そのために証拠の採用が公正ではなく、たとえば日本が無差別爆撃したからといって、アメリカはどうなのか。その最大の過誤は原爆投下である。
- ⑥ 根拠のあやふやな 20 万人以上の南京大虐殺で、人道に対する罪を有罪にする。などなど、多くの矛盾点が包含されている。結局は、初めから判決が決定されていることを意味するものである。だから A 級も B 級も関係あれへんねん。

パール判事の判決文を要約すれば、

第一部：予備的法律問題

この裁判所のあるべき性格。

裁判官の構成が戦勝国のみでいいのか。中立国はいけないのか。国際法には存在しない裁判所条例〈チャーター〉がマッカーサー司令部によって作られた。この法的な価値。

戦勝国は法律を制定し得るか、戦勝国と戦敗国の主権に関する問題。侵略戦争の定義。それが犯罪かどうか。責任は個人に及ぶものか。などなど根本的な問題を国際法に照らし論じている。・・・対象は太平洋戦争に限ることも述べた。

第二部：侵略戦争とは何か

侵略戦争と自衛戦争との区別の困難性。その定義のあいまいさ。日本の置かれた環境、中国における共産主義の問題、日本人入国の禁止、経済制裁などなど、史実と対比させ、太平洋戦争は決して日本の一方的侵略と判定することはできない。

第三部：証拠および手続きに関する規則

証人と証拠文書、証拠として価値があるかどうか。どの証拠を採用するか。

第四部：全面的共同謀議

A 級戦犯たちが、侵略の共同謀議を行ったことをデッチ上げなければならない。これがこの裁判の目的でもある。

満洲支配、中国全体にわたる支配と制覇。枢軸国（ドイツ、イタリア）との同盟、日本国内における戦時体制の確立、ソ連への侵略、東南アジア各国への侵略。これらを全面否定した。

第五部：この裁判の管轄権の範囲

この「戦争」とは、真珠湾攻撃から始まる太平洋戦争に限る。満洲事変やノモンハン事件のことを含まない。含むなら、法治社会の鉄則ともいうべき事後法をあえてなすものだから不法である。

第六部：厳密な意味における戦争犯罪

国際法に規定するところの俘虜の虐待、大量の非戦闘員の殺戮、放火、掠奪などについての事実と被告との関係。（南京事件については別の稿でまとめる）

戦勝国も裁かれるべきであって、原爆こそ裁かれるべきである、と断罪。

第七部：勧告

この裁判は、裁判に名を借りた復讐である。占領政策の宣伝効果を狙った政治行為である。真に平和と人道を確立する絶好の機会にありながらそれをせず、かくの如き裁判を行ったことは20世紀文明の恥辱である。

後世の史家は、かならずこれを再審判するであろう。

パール博士は、この大論述を一切の感情論や抽象論を抜きにして、検察側の起訴事実、三種 55 訴因を追いつつ、論告と弁護を対比しつつ、しかも膨大な証拠、証言および学説について分析し、批判し、判定している。国際法や条約文に対する法学者の見解はもとより、古今の哲学者、宗教家、政治家の言葉を引用している。

われわれ、少なくともワタシからみれば至極もつともな意見であり、説得力に満ちているように思うのだが、「有罪」になったことで反日、反・戦前の連中が喜び、騒ぎまくる。

東条英機の清瀬一郎弁護士が語る。

「この裁判の最中に、毎日流されていった法廷記事なるものは、半分は嘘であった。司令部が新聞を指導し、いかにも日本が悪かったのだ、日本軍人は残虐行為ばかりをしておったのだと、日本国内はむろんのこと、世界のすみずみにまで宣伝した。しかもわが方としては、これに対抗する手段は封ぜられていた。判決は下されても、判決批判はいっさい禁ぜられていた。それゆえ、世間では、日本の旧軍人は、戦時中敵国俘虜の虐待や婦女の凌辱ばかりしておったのかしら、日本政府は強盗やギャングのような侵略戦争の共同謀議ばかりしておったらしい。マッカーサーは偉い、マッカーサーのおかげで天皇陛下は戦犯ともせられず、お助かりになったのだ、というような感想を深く国民に植えつけてしまっ

た。ほんとうは、かかる感想は大いに誤っておるのだが、しかしこれが誤解だといっても、今では世間は信用しない。」(菅原裕「東京裁判の正体」)

悪いことに、権力追隨の事大主義的ジャーナリズムが、これを日夜煽りたてた。

軍部に迎合していたいわゆる文化人も官僚も、たちまち豹変して占領政策を謳歌し、軍部の悪口を並べたてた。举世滔々という言葉があるが、まさしく世をあげて、流れる大河のごとく、日本の伝統や権威までも抹殺して、占領政策の片棒を担いだ。とくに教育が根底から覆された。道徳教育など、すべて否定された。

この判決に対し、とくにパール判事の判決について欧米では非常な関心と呼び、大きな論争に至るのであるが、ひとり日本のみ、無関心というか、パール判決を無視し、判決すべてを承諾して納得してしまったため、論議も何もしなかったようだ。

たとえばイギリスでは、

枢密院顧問で政界の元老かつ国際法の権威でもあるハンキー卿が「戦犯裁判の錯誤」*Politics Trials and Errors*.を著し、「裁判官パール氏の主張が絶対に正しいことを、私はぜんぜん疑わない。」豊富な慣行法や実定法や歴史的事実とパール判決の内容とを照合しつつ戦犯裁判そのものに根本的な疑問符を投げかけるとともに、東京裁判の不公正を衝いている。

法曹界の重鎮 E.J.ビールは「野蛮への接近」*Advance to Barbarism*.では、原告は「文明」と僭称しているが、実は戦勝国が戦敗者に加えた野蛮時代の復讐行為の再現にすぎない、と述べている。

王室弁護士 R.T.パジェットも賛成し、1950年版「世界情勢年鑑」に50ページにわたって東京裁判を解説し、パール判定が正論だと述べている。

アメリカにおいても、

歴史学・政治学の泰斗チャールズ・ベアート博士が「ルーズベルト大統領と1941年戦争の形態と実際の研究」で、日本が真珠湾を攻撃するより数ヶ月前にアメリカ軍部をして、海外駐屯軍に秘密に軍事行動を指令したことを曝露した。

ウィリアム・O・ダグラス最高裁判事は、国際軍事裁判所は政治的権力の道具以外の何ものでもなかった、と言う。

モンゴメリー・ベルジョンは、「勝利の正義」*Victor's Justice*を著した。

フレダ・アトレイは、「復讐の高い代価」*The High Cost of Vengeance*.で、東京裁判に対する痛烈な批判とパール判決の引用をおこなった。

マンレー・O・ハドソン判事は、「国際裁判所の過去と将来」で、政治機構に関してどのような発展が行われようとしているにせよ、国際法の及ぶ範囲を拡大して、国家もしくは個人の行為を不法とし、これを処罰する司法作用を包含させるには、現在はまだその時期が熟していない、と書いている。

オランダやフランス、ドイツなどでも活発な論議が交わされている。

ドイツの哲学者カール・ヤスパースは、「戦争の責罪」の中で、
「戦争は歴史全体を通じて存在し、なお幾多の戦争が切迫しているのをどうみるか。私はどう考えても、一つの民族だけが、戦争の責罪を負わなければならぬ義務はないと思う。「自分には罪がない」などというのは、薄っぺらで、ごまかしの道徳意識だ。これこそひとりよがりというものだ。その証拠には、彼らはすでに、次の戦争の準備をし、これを促進しているではないか」「いっそ明白なる暴力の方がましである。その方が“正直”で我慢しやすい。そこに存在したものは戦勝国の強権ばかりであった。それは人類の将来の平和のために、無益なばかりか、きわめて有害な存在となった。」

などなどさまざまな意見が交換されている。その他、多くの識者がいろんな表現で非難している。日本では、残念ながらそういう論議は呼ばなかったらしい。

たとえば、

駐日インド大使：パール判事が、東京裁判は行動の違法性を問うよりも、「政治犯の裁量決定」といった要素が強いとも指摘していることを述べている。提出された証拠を吟味した結果、南京大虐殺がなかったとか、従軍慰安婦が存在しなかったとは言わない。しかし、ここに座っている9人の被告がこうした罪と直結しているとは結論できない。よって有罪判決を下すことはできない。

インド独立運動の指導者A. M. ナイル：ある国が他国と戦争をすること自体が犯罪とされたことは、史上かつてなかった。戦争したからというだけで裁判にかけられた者など、1人もいなかった。……しかし、検察側は、最初から偏見を持って臨み、日本は戦争犯罪を犯したと決めてかかって、それを裏付ける証拠しか集めようとしなかった。

マッカーサーでさえ：私は戦争中、捕虜や被抑留者に残虐行為を加えたり、それを許したりした敵の現地司令官、その他の軍関係者に対する刑罰は承認したことがある。しかし、戦いに敗れた国の政治的指導者に犯罪の責任を問うという考え方は、きわめて不愉快である。刑法のもっとも基本的な規則に違反するものだ。

東京裁判の弁護士ジョージ・ファーネス：この裁判は今日においてもまた今後の歴史においても、公正でなかった、合法的でなかったという疑いを免れることはできない。被告は中立国による裁判を受けることができる。

同じくアルフレッド・ブルックス：参考として中国において、誰が武器を供給し、誰が軍事資材を供給し、これによって日本の人たちが殺されたかという事情について知りたい。この武器の供給によって日本は非常な損害を被っている、しかもそれは15年に亙る長期間であり、……それが結局この両国におけるところの敵対行為を開始する動因となった。

同じくジョン・G. ブラナン：「平和に対する罪」なるものが、原告たちが犯したといわれる行動の後に始めて定義された事は明らかに遡及的であり、遡及的法律の制定を禁止した米国憲法違反である。裁判所の判事たちは全部日本と戦争をした国の国民であり、各国政府が日本は侵略戦争をした罪があるとの政治的決定を宣言している以上、判事たちは公

平無私の見解をとる事はできない。

チャールズ・A. リンドバーグ大佐：わが軍の一部兵士が日本捕虜を拷問し、日本軍に劣らぬ残忍な蛮行をおこなっていることも容認された。わが軍の将兵は日本軍の捕虜や投降者を射殺することしか念頭にない。日本人を動物以下に取り扱い、・・・文明のために戦っているのだと主張する。ところが、太平洋におけるこの戦争では、われわれは文明人を主張できない。ナチスのホロコーストを責めるなら、われわれが太平洋でおこなってきたことを考えるとき、地球の片側で行われた蛮行は、反対側でも蛮行である。

鬼畜米英などといった夜郎自大から一転、占領軍が進駐してくるや、平身低頭、唯々諾々として占領政策に忠誠を誓い、日本の弱体化政策、愚民化政策、骨抜き政策に奉仕し、ジャーナリズムも含め、みずからの手をもって、これを短時日の間に成就した。その情けない態度、そのさもしい根性・・・と田中氏が指摘する。

国民は騙されたといい、指導者は責任のなすり合いをやり、いわゆる文化人は勝者にこびへつらい牛を馬に乗り換える。

淵田美津雄氏が指摘したような国民性の問題といえばそれまでであるが、爾来、日本人は、漢字が入れば文章は漢文であり、明治維新では文明開化で廃仏毀釈があり、敗戦後は英語に取って代われ、おフランスかぶれが氾濫し、多くのまともな人々を嘆かせる体たらくである。

日本人ならそういうことはしなかった、というような世の中になり、振り込め詐欺やら無差別（相手は誰でもよかった）殺人やら、薄汚い犯罪が増加し、家庭のしつけができない親が増え、それを社会が悪いなどという責任転嫁が横行してしまった。

基本的には、教育の崩壊にあるのだが、親も教師も他人事である。日本中、狂ってしまったのだ。そういう意味では、あの裁判は単なるパフォーマンスであるが、成功だったといえるかもしれない。朝日新聞など、今もって金科玉条のように崇拝している。

それでも、大声で喚かない大多数のまともな人（Silent Majority）は生きている。日本人は生き残った。東京裁判史観は、朝日を初めとする一部の「文化人と称する狂信者たち」だけが信じきるようになっている。あとは、贖罪意識の払拭である。なんでも謝ったらええねん、が自民党の一部腰抜けたちや社会党政権あたりから露骨に表面にでてきてしまった。土下座外交である。そういう態度を改めることからはじめなければならない。

原爆の投下の際し、米国は再三にわたって警告を発していた、などと5000年後のタイムカプセルに書いているが、ニューメキシコで最初の実験からわずか10日あまりで広島に原爆を落としている。いつ警告したのだろうか？

スターリンにいたっては、日露戦争の仇が討てた、とまで言ったのである。あの裁判が、単なる復讐にすぎないことがわかる。

2014. 08. 06.